恵庭市財政運営の基本指針

令和８（2026）年２月改定

恵　　庭　　市

目　　次

第１　改定の経緯 ・・・ １

１　財政運営の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１－１　一般会計歳入の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１－２　一般会計歳出の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

２　基本指針の改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

第２　財政運営の指標と目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

１　経常収支の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

２　地方債残高の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

３　財政調整基金の残高確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

４　政策的事業充当財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

第３　財政収支見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

第４　財源対策 ・・・ １２

第５　指標の新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

第１　改定の経緯

１　財政運営の状況

恵庭市では、令和３（2021）年に「財政運営の基本指針」を改定し、経常収支の改善や地方債の適正管理、財政調整基金の確保などを柱に、健全な財政運営に取り組んできました。

しかし、改定から数年が経過する中で、気候変動や新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル化の進展、国際情勢の不安定化など、財政運営に影響を与える社会経済環境の変化が加速する中で、自治体財政に求められる役割も大きく変化してきています。

また、公共施設の老朽化対策や福祉・教育分野への対応に加え、周辺地域では北海道ボールパークＦビレッジの開業や、次世代半導体の量産を目指すラピダス社の進出など都市構造の変化が進んでおり、本市においても、将来的な人口動態の変化や行政需要の拡大が見込まれています。

このような背景から、本市のまちづくりに必要な政策的事業は拡大の傾向にあり、建設地方債の発行額や基金の取崩額が増加するなど、現行の基本指針の枠組みでは十分に対応できない局面が増えてきています。

こうした状況を踏まえ、今後、財政の健全性と政策的対応力の両立を図り、持続可能なまちづくりを財政面から力強く支える体制の構築を目指すため、「財政運営の基本指針」の見直しが必要となっています。

１－１　一般会計歳入の状況

近年、歳入は人口の増加や個人所得の上昇、家屋の新築や企業の設備投資などを背景に、市税収入は増加しており、地方交付税は国が示す一般財源総額実質同水準ルールが継続され、地方財政計画の一般財源の水準を確保するとされたことから、一定額が確保される見込みとなっています。

また、寄附金は「ふるさと納税」寄附額が増加傾向で推移しているとともに、国・道補助金は、新型コロナウイルス感染症の対応後も、物価高騰への対応など社会情勢の変化に伴い、同程度の水準で交付されています。

単位：百万円

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
市税	8, 266	8, 312	8, 508	8, 761	8, 693
譲与税・交付金	2, 660	2, 961	2, 994	3, 045	3, 488
地方交付税	5, 278	6, 209	6, 102	6, 327	6, 735
国・道補助金	15, 521	12, 081	10, 307	10, 045	10, 012
使用料・分担金	692	672	932	928	895
その他	1, 854	2, 286	3, 159	2, 988	4, 416
寄附金	1, 177	1, 867	2, 516	2, 366	2, 669
市債	1, 886	2, 110	1, 558	1, 134	1, 588
繰越金	575	833	1, 319	885	1, 020
歳入合計	37, 909	37, 331	37, 395	36, 479	39, 516

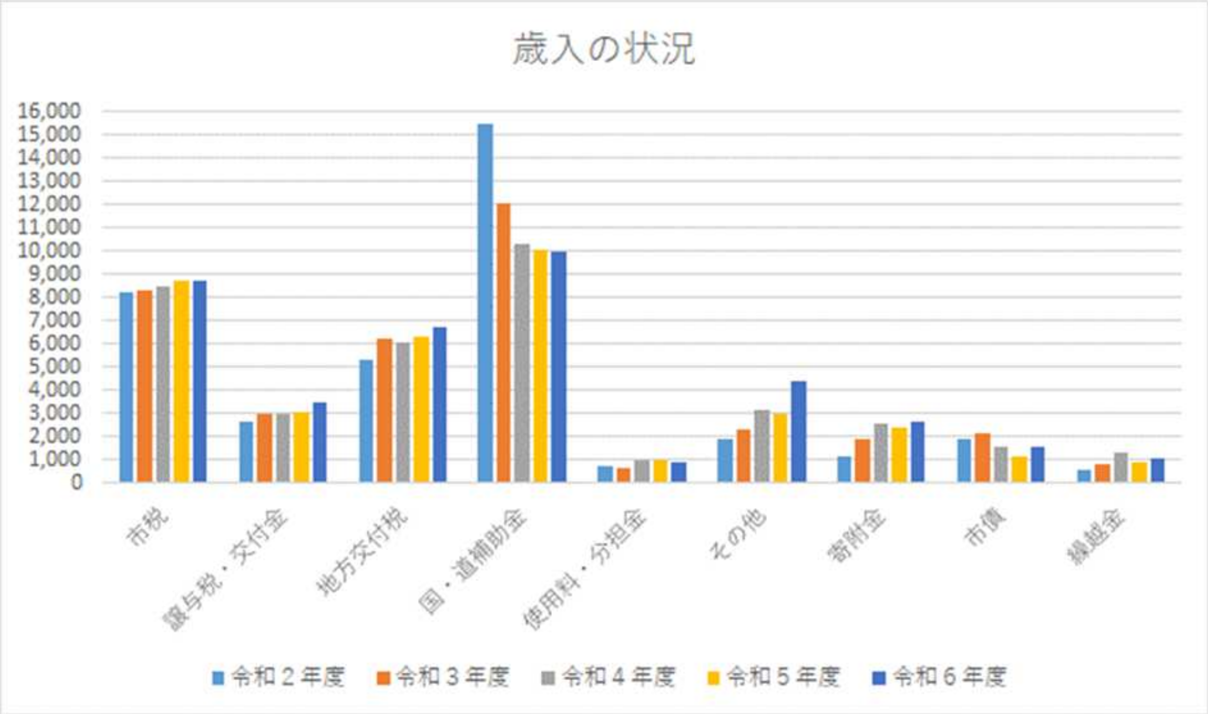

１－２　一般会計歳出の状況

近年、歳出は新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応などにより、扶助費や物件費、補助費等が増加傾向となっています。

今後も、障がい者給付費をはじめとした社会保障制度における扶助費の増加や、エネルギー価格を含めた物価高騰や賃金の上昇に伴う委託料など物件費の増加、さらには老朽化した施設の維持補修費の増加、新たな公共施設の再整備や複合化、長寿命化に要する普通建設事業費の増加も見込まれ、歳出総額は増加傾向となることが予想されます。

なお、令和６（2024）年度の繰出金は、土地開発基金を設置するため、土地取得事業特別会計に１０億円を繰り出したことにより増加しています。

単位：百万円

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人件費	4,560	4,668	4,609	4,555	4,801
扶助費	6,302	8,205	7,354	8,039	8,774
公債費	2,357	2,441	2,686	2,917	2,859
物件費	4,420	5,477	6,016	5,715	5,854
維持補修費	888	1,328	1,123	1,239	1,148
補助費等	11,087	5,267	4,736	4,525	4,529
積 立 金	1,413	2,395	3,133	2,464	2,733
その他	204	159	160	127	194
繰出金	2,618	2,607	2,607	2,684	3,800
普通建設事業費	3,087	3,141	3,798	2,766	3,303
歳出合計	36,936	35,688	36,222	35,031	37,995

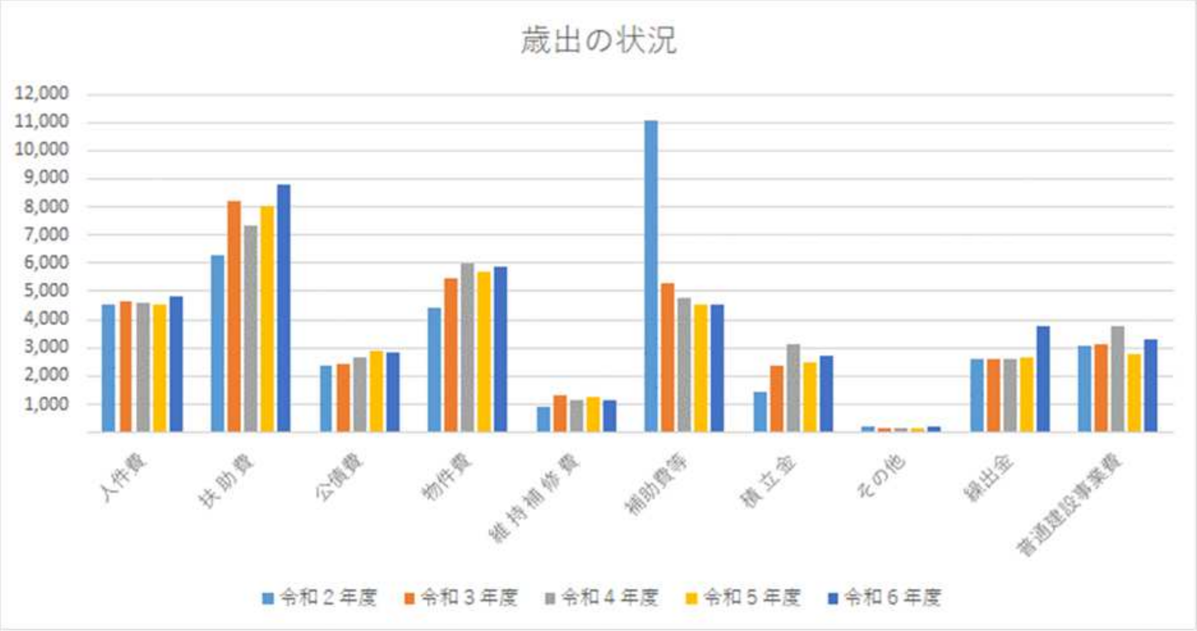

２　基本指針の改定について

近年、社会経済環境や地域課題は大きく変化しており、以下のような動向が財政運営の在り方に影響を与えています。

(1) 地域社会の構造変化

・少子高齢化の進行により、医療・福祉・介護分野への支出が増加する一方で、労働人口の減少など人口構造の変化に伴い、子育て支援や教育環境のさらなる充実が求められています。

・周辺地域での北海道ボールパークＦビレッジの開業やラピダス社の進出など、本市を取り巻く状況の変化を受けた新市街地の開発や、これに伴う都市基盤の整備が求められています。

(2) デジタル社会への対応

･行政サービスのＤＸ化が急速に進展し、業務の効率化と市民サービスの高度化や質的向上が求められています。

(3) 環境・災害への対応強化

･気候変動への対応として、猛暑･酷暑期間の長期化に対する対策、カーボンニュートラルや再生可能エネルギー導入に向けた施策が求められています。

･災害リスクの増大に備えた、防災・減災インフラの強靭化や災害備蓄が求められています。

(4) 財源構造の変化

･国の地方財政支援においても交付税措置率が高く有利な地方債が増え、補助金の交付から、起債償還金に対する地方交付税による補填に比重が変わりつつあります。

･ふるさと納税制度の定着により、寄附金が安定的な財源として位置づけられ、歳入に占める寄附金の割合が高くなっています。貴重な財源となっている一方、持続可能な収支構造の確立が、財政運営の鍵となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、従来の指標について検証を行い、施策の推進と財政規律の両立を図る新たな指針を策定します。

新たな「財政運営の基本指針」は、令和８（2026）年度から令和１７（2035）年度までを計画期間とする「第６期恵庭市総合計画」の策定にあわせて、総合計画との整合性を確保しつつ、１０年間を見据えた運用とし、社会情勢や行政需要の変化に応じて、ＰＤＣＡサイクルに基づく定期的な見直しを行います。

第２　財政運営の指標と目標

１　経常収支の改善

これまで、財政の健全性を示す指標の一つとして「経常収支比率」を設定し、目標値は令和３（2021）年度までは「９０．０％以下」、令和４（2022）年度以降は類似団体との比較を基に「９３．９％程度」と設定してきました。

近年、国の地方財政支援が、臨時的経費である「補助金」の交付から、経常経費となる「起債償還金に対する地方交付税による補填」に比重が変わりつつあり、目標を設定した当時は想定していなかった経費区分の変更が、経常収支比率の変動要因となっています。

また、経常収支の額は、全体の収支から投資的経費や臨時的経費を除いた額であり、予算総額の半分に満たないことや、その時々の社会情勢に伴う財政構造の変化による影響を受けやすいため、経常収支比率を指標として設定することの意義が薄いことから除くこととしました。

今後は、財政の健全性を全体の収支で確認することとし、引き続き経常収支比率の推移は確認していきますが、経常収支比率が９０％台後半で推移する状況にあることを前提に、特定財源の確保と活用により、まちづくりのための諸施策の推進と健全な財政運営をバランスよく進めていきます。

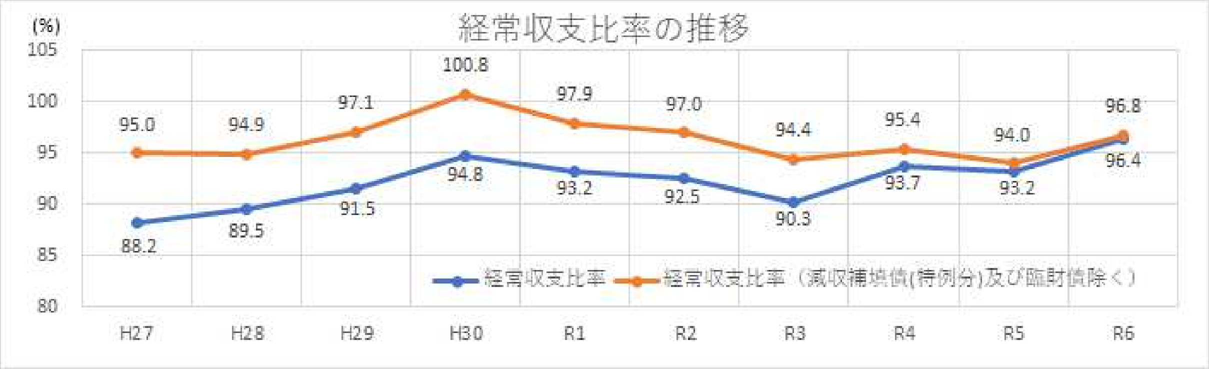

◇経常収支比率とは

財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式で求めます。
数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

２　地方債残高の管理

これまで、平成２７(2015)年度末の建設地方債残高を上限とする運用を継続し、新規発行総額に制限を設けるとともに、その発行額を元金償還額の範囲内に抑えることにより、複数年にわたり地方債を管理してきました。その結果、地方債残高は着実に減少してきましたが、近年の物価や賃金上昇の影響により、建設工事における事業費が大きく上昇しており、連動して、今後は地方債の発行額も増加していくことが見込まれます。

また、国の地方財政支援のあり方も、「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「デジタル活用推進事業債」「こども・子育て支援事業債」など、交付税措置率が高く財政的に有利な地方債が増えており、従来の補助金の交付から、起債償還金に対する地方交付税による補填に比重が変わりつつあります。

このような状況の中にあって、従来どおり地方債残高のみに着目し、削減を最優先とする管理を続けることの意義が薄くなってきています。

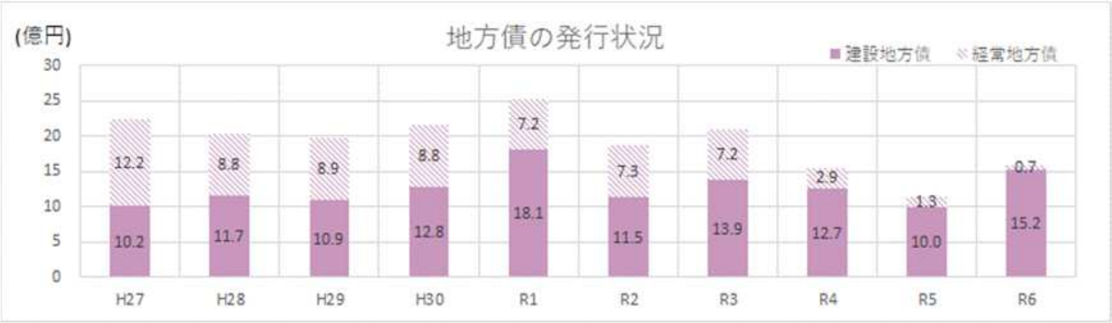

【地方債と実質的な財政負担の関係】

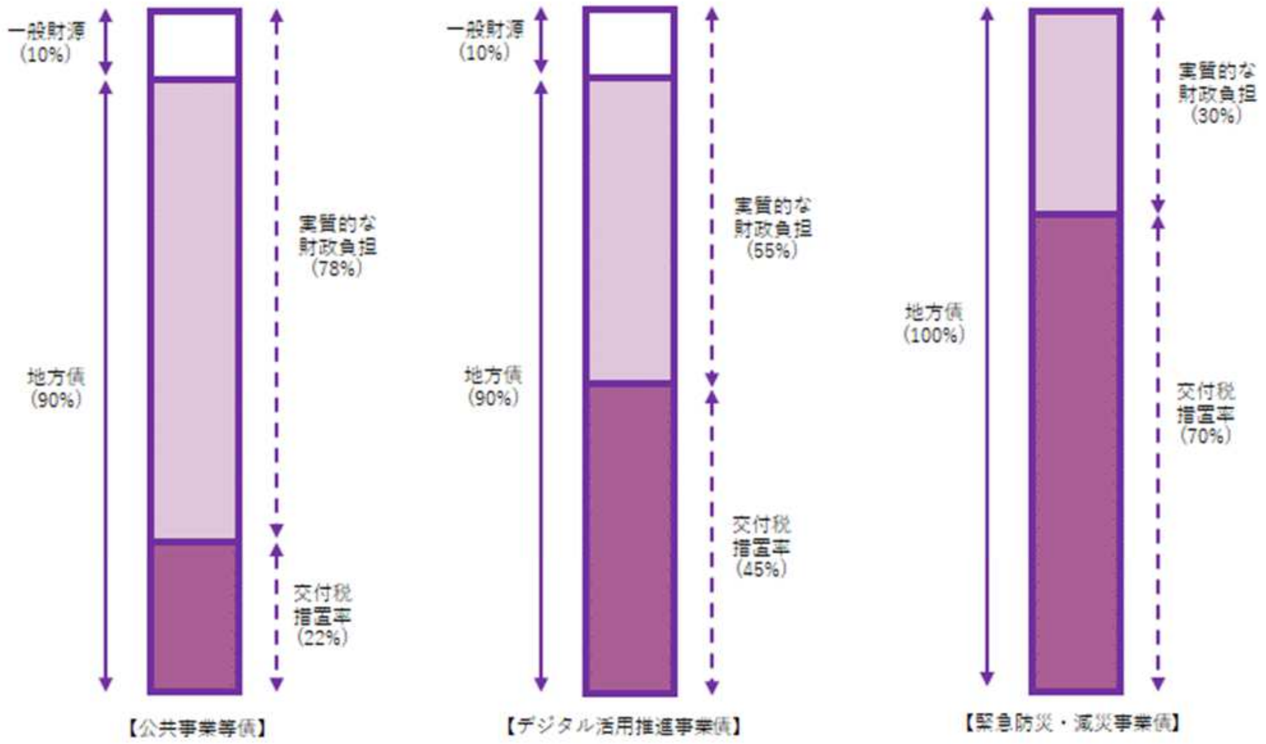

デジタル活用推進事業債は自治体DXを推進するための地方債であり、令和７年度に創設されました。
その主な対象事業は、令和６年度まで国庫補助金として財政措置がされていた事業となっています。

【補助金と地方債の財政措置の違い】

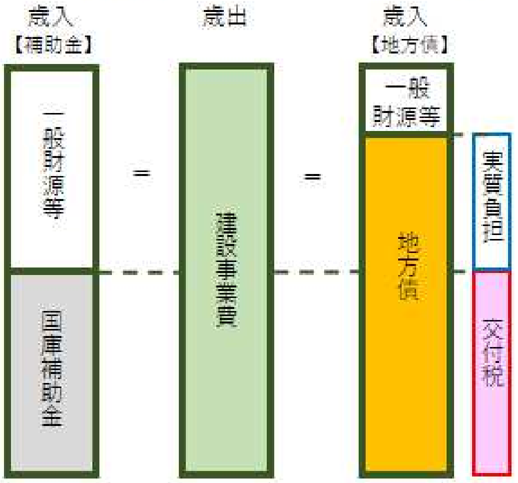

補助金は当該年度に事業費の一部を国・道が補助するもの。
地方債はその元利償還金の一部が、後年度に、交付税措置されるものであり、それぞれ財政措置の方法が異なる。

【建設事業費と実質的な財政負担の関係】

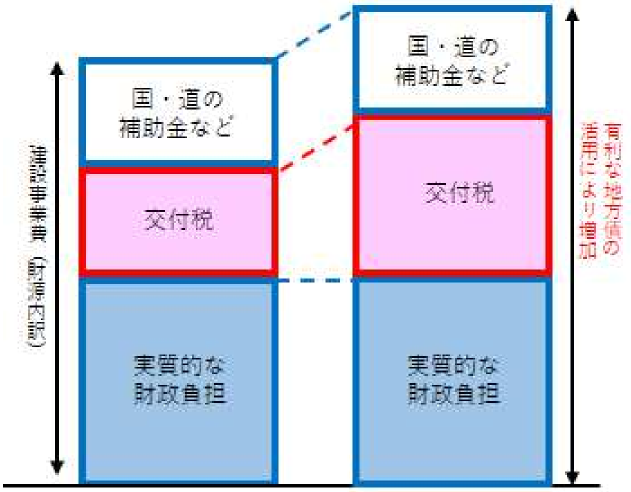

実質的な財政負担は同じでも、
有利な地方債を活用すると建設事業費は増額する

また、将来世代への負担が適切となるよう、類似団体との比較から将来負担比率の目標値を「３８．３％程度」に設定し、地方債残高を管理してきました。

これまでの将来負担比率の推移を見ると、毎年度減少傾向にあり、令和５(2023)年度以降はマイナスとなっています。この要因としては、地方債残高を着実に減少させてきたことと、基金残高の増加が挙げられます。これにより、将来的な財政負担が軽減され、健全な財政運営が実現できていると評価できます。

一方で、近年は債務負担行為総額が上昇傾向を示しています。債務負担行為総額のうち、備荒資金やファイナンスリース、負担金など、借入金に近い性質を持つものについては、役務の提供等に関するものと区別し、実質的な将来負担として捉えることが可能であり、財政指標としても考慮すべきであると考えられます。

これらの点を踏まえ、「実質的な将来負担比率」を改めて算定すると、令和５(2023)年度以降マイナスで推移していた将来負担比率も、プラスに転じる結果となります。

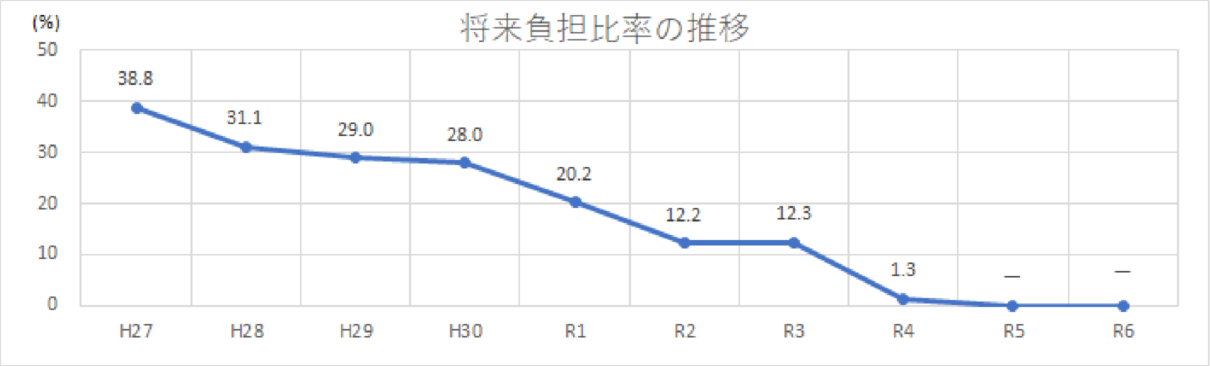

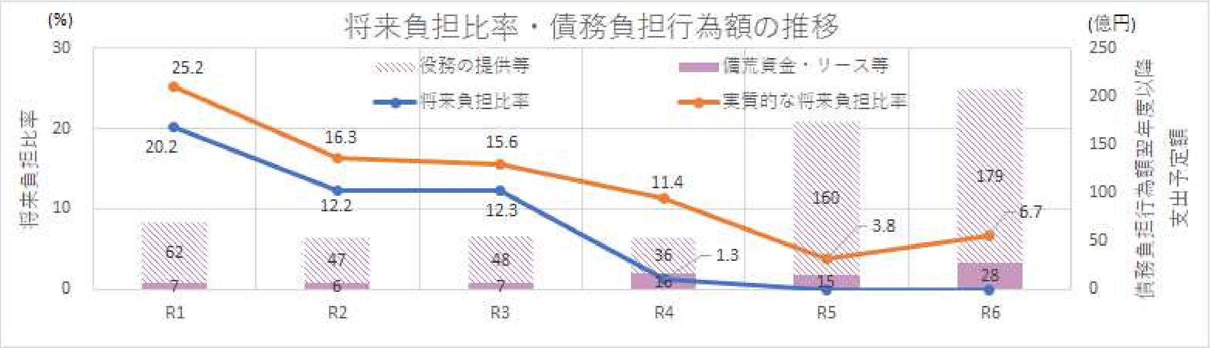

実質公債費比率については、類似団体との比較から「６．４％程度」を目標値として設定し、地方債残高を管理してきました。

現在、実質公債費比率は全体として低い水準を維持していますが、近年は上昇傾向にあります。これは、「花の拠点整備事業」などの大型事業に係る建設地方債の償還が本格的に開始されたことが主な要因です。

今後は、複合施設の整備や新市街地開発に伴う事業が本格化することが想定されており、それに伴って建設地方債の発行総額が増加する見込みです。これにより、実質公債費比率も増加傾向となることが予想されます。

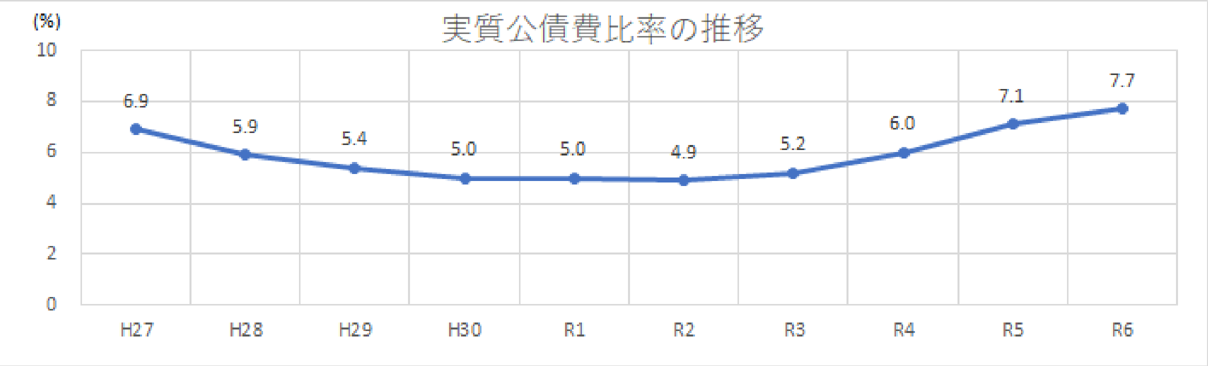

新たなまちづくりに必要な政策的事業を推進するためには、単に地方債残高の圧縮という視点ではなく、交付税措置率が高く有利な地方債を活用しつつ、将来世代への過度な負担とならないよう健全な財政状態を維持していくという、新たな視点が求められます。

このため、今後はまちづくりの諸施策の推進と健全な財政運営をバランスよく進めることを目的に、「交付税措置率の高い有利な地方債の活用」や、「実質的な将来負担比率」と「実質公債費比率」を、達成指標の目標値として設定します。

さらに、これらの達成指標に対して期待される成果が得られていない場合には、早期に課題を特定し、迅速に改善を行うことを目的として、それぞれに管理指標の目標値を設定し、管理指標を超えた場合は、改善策を講じることとします。

地方債残高の管理

指標　**目標①　実質的な将来負担比率**

＜達成指標＞
実質的な将来負担比率　100%以下
（毎年の収入で借金を返済できる水準に相当）

＜管理指標＞
実質的な将来負担比率　50%以下
（達成指標 100%の 2 分の 1）

目標②　実質公債費比率

＜達成指標＞
実質公債費比率　18.0%以下
（地方債協議・許可移行基準 18.0%）

＜管理指標＞
実質公債費比率　12.5%以下
（早期健全化基準 25.0%の 2 分の 1）

方針　**交付税措置率の高い有利な地方債の活用**

◇将来負担比率とは

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断基準は、次のとおりです。　　早期健全化基準　３５０．０％

◇標準財政規模とは

標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の一般財源の規模を表すもので、「標準税率で算定した税収入額」と「地方揮発油譲与税などの税外収入」に「地方交付税」を加えた額をいいます。

◇実質公債費比率とは

市の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断基準は、次のとおりです。

早期健全化基準　２５．０％　財政再生基準　３５．０％

３　財政調整基金の残高確保

財政調整基金は、市財政の健全な運営を図るため、年度間の財源の不均衡を調整し、将来の財政負担に備えることを目的として設置しています。

これまで財政調整基金の残高は、「標準財政規模の１０％程度」を目標値として設定し、一定の水準を維持するよう努めてきました。

しかし、基金残高の上限について制限していないことから、必要以上に基金への積立を行い、まちづくりに必要な施策の推進が抑制されるといったことは適切ではありません。限られた財源を有効に活用する観点からも、基金の積立と活用のバランスを適切に保つことが必要です。

また、災害の発生や急激な経済状況の変化などに柔軟に対応できるよう、平常時における財政調整基金の残高について目標値を見直すこととし、基金残高の上限と下限を明確にして計画的に管理していきます。ただし、土地の先行取得に係る定額運用などに伴い、残高が一時的に減少する場合を除きます。

財政調整基金残高

指標　**目標　標準財政規模の11.25％～15.0％を確保(平常時)**
(実質赤字比率の早期健全化基準 11.25％～15.0％)

財政調整基金残高の推移　（単位：千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
財政調整基金残高	2,017,603	2,159,928	2,441,065	2,662,893	2,056,772
標準財政規模	15,202,866	15,992,552	15,686,809	16,108,265	16,655,127
割合	13.3%	13.5%	15.6%	16.5%	12.3%

4　政策的事業充当財源の確保

これまで、政策的事業充当財源の確保に向けて、「経常収支差額の確保」と「特定目的基金の活用」を目標に取り組んできました。今後もこの方針を継続し、経常的な財政運営の安定を図るとともに、政策的事業を着実に推進するための財源を安定的に確保していきます。

近年、地域経済の活性化や子育て支援、防災・減災対策など、住民ニーズは多様化・高度化しています。こうした課題に的確に対応するため、限られた財源を最大限に活用し、将来を見据えた計画的かつ柔軟な財政運営を推進していきます。

特に、「ふるさと納税」による寄附は、個人消費の動向や制度改正の影響を受けやすく、将来の寄附額を正確に見通すことは困難であることから、特定目的基金の充当額については、これまで同様、予算編成前々年度の積立額を目安とすることで、基金の枯渇を防ぎつつ、安定した財源確保を図ります。

また、物価上昇による事業費の増加や、地域経済の活性化に向けた支援ニーズの高まりに対応するため、基金の活用に際しては、経済情勢や地域の実情を十分に踏まえ、優先順位を明確にした上で、計画的かつ効果的な活用を進めていきます。

政策的事業充当財源

方針　**経常収支差額及び各特定目的基金の活用による財源の確保**

特定目的基金充当額は、予算編成前々年度の積立額を目安とする。

政策的経費の一般財源の推移（一般会計）　（単位：百万円）

	令和５年度予算	令和６年度予算	令和７年度予算
政策的経費	307	279	612

寄附金の推移（歳入の再掲）　（単位：百万円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
寄附金	1,177	1,867	2,516	2,366	2,669

第３　財政収支見通し

将来を見据えた安定的な財政運営を進め、事業の実施に必要な財源を確保するためには、中期的な収支状況を常に把握し、それに基づいた適切な対応を講じることが不可欠です。

これまで、本市では「財政運営の基本指針」を策定して以降、当該年度を含む今後５年間の財政収支の見通し（以下「中期財政収支見通し」という。）を継続的に作成してきました。

今後も、財政指標の動向を検証するとともに、国の経済政策や地方財政制度の改正、地域経済の動向など、最新の情報を的確に反映させた「中期財政収支見通し」を作成し、定期的に更新（ローリング）することで、毎年度の予算編成において、収支の均衡を維持するための施策を講じていきます。

第４　財源対策

社会経済情勢の急激な変化や臨時・緊急の事業の実施により、一時的な歳入の減少や財政需要が高まる場合には、経常収支差額や特定目的基金だけでは、政策的な事業の財源を十分に確保できない可能性があります。

このような状況に対応するため、まずは財政調整基金を活用して必要な財源の確保を図ります。財政調整基金の活用にあたっては、指標に合わせた計画的な積立と健全な運用が重要であり、突発的な財政需要に対して柔軟に対応していきます。

それでもなお財源が不足する場合には、過去に三位一体改革で地方交付税が急減した際、財政健全化計画を策定し対処してきたように、新たな財政の持続性を確保する計画を策定し、財源確保に向けた多角的な対策を講じていきます。

第５　指標の新旧対照表

項　目	これまでの指標・方針	見直し後の指標・方針
１ 経常収支の改善	《指　標》 経常収支比率 93.9%程度	【指標廃止】
２ 地方債残高の管理	《指　標》 ①R4～R7 の地方債新規発行総額 　58 億円程度 ②単年度地方債発行上限額 　18 億円程度 ③将来負担比率 38.3%程度 ④実質公債費比率 6.4%程度	《指　標》 ①実質的な将来負担比率 　＜達成指標＞100%以下 　＜管理指標＞50%以下 ②実質公債費比率 　＜達成指標＞18.0%以下 　＜管理指標＞12.5%以下 《方　針》 交付税措置率の高い有利な 地方債の活用
３ 財政調整基金の残高確保	《指　標》 標準財政規模の 10%程度	《指　標》 標準財政規模の 11.25%～15.0%を確保（平常時）
４ 政策的事業充当財源の確保	《方　針》 経常収支差額及び各特定目的基金の活用による財源の確保 特定目的基金充当額は、予算編成前々年度の積立額を目安とする	《方　針》 経常収支差額及び各特定目的基金の活用による財源の確保 特定目的基金充当額は、予算編成前々年度の積立額を目安とする

【沿革】

平成２５（２０１３）年１１月　　恵庭市財政運営の基本指針策定

令和　３（２０２１）年１２月　　改定

令和　８（２０２６）年　２月　　改定